

仕 様 書

1 新小学1年生及びその保護者向け啓発リーフレットの印刷

本業務は、令和7年度に作成したデザインデータを使用し、リーフレットを印刷する業務である。印刷したリーフレットについては、入学前説明会（令和9年2月頃）等で配布する。

(1) 数量

60,000部

(2) 規格等

リーフレットの印刷は以下の条件を満たすこと

ア 体裁（仕上がり）

○A4三つ折り（両面）とすること。

イ デザインデータ及び修正

○デザインの見本は別紙1に示すとおりとし、契約後に最終デザインデータ（PDF）を提供する。

○令和8年度版に必要な連絡先一覧や日付等の時点修正については、委託業者が行うこと。

ウ 用紙

○再生コート紙とし、連量（四六判）は70kg以上とすること。

○古紙配合率70%以上、白色度80%程度とすること。

○上記仕様を満たすことが困難な場合には、代替する印刷用紙の使用を認める。

エ 印刷方式

○4色印刷とし、芳香族成分が1%以下の溶剤のみ用いるインキを使用すること。

2 街頭啓発やイベント等で使用する資材及び県民への配布物の作成

本業務は、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間である11月を中心に実施する啓発活動に用いる資材（ポスター）及び配布物（ポケットティッシュ）を作成する業務である。本業務は「3 県民へ向けた啓発活動の実施（自由提案）」とは別に行う啓発活動に使用するものであり、資材及び物品の作成のみを対象とする。

2-1 ポスターの作成

(1) 内容

ア デザイン作成

○愛知県が指定する5種のキャラクターを必ず使用し、新たにデザインを作成すること。

○キャラクターの配置・構成は委託業者が提案すること。

○キャラクターの見本は別紙2に示すとおりとし、契約後にデータを提供する。

イ オレンジリボンマークの使用

○ポスターにオレンジリボンマーク及びその解説を記載すること。

○使用にあたっては、特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワークの承認を得ること。

(2) 必ず記載する項目

ポスターには、以下の事項を必ず記載すること。

○相談先

・[児童相談所虐待対応ダイヤル（189）](#)及び[親子のための相談LINE](#)

・児童相談所相談専用ダイヤル（0120-189-783）

○「愛知県」のロゴマーク



○オレンジリボンマークとその解説



(3) 数量

- A 3 : 100 部
- B 2 : 20 部

(4) 規格

- 再生コート紙とし、連量（四六判）は 135 kg とすること。
- 古紙配合率 70% 以上、白色度 80% 程度とすること。
- 4 色印刷とし、芳香族成分が 1 % 以下の溶剤のみ用いるインキを使用すること。

2-2 ポケットティッシュの作成

(1) 内容

ア 既存デザインの使用（台紙）

- ポケットティッシュに封入する台紙については、令和 7 年度に作成した既存デザインデータを使用すること。
- デザインの見本は別紙 3 に示すとおりとし、契約後に最終デザインデータ（PDF）を提供する。
- 令和 8 年度版に必要な軽微な時点修正については、委託業者が行うこと。

(2) 数量

20,000 個

(3) 規格

- ティッシュはレギュラーサイズ、2 枚重ね 8 枚入りとすること。
- 台紙は 4 色印刷とし、芳香族成分が 1 % 以下の溶剤のみ用いるインキを使用すること。

3 県民へ向けた啓発活動の実施（自由提案）

本業務は、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間である 11 月に、児童虐待防止について県民に対する周知啓発及び理解促進を目的とした啓発活動（オレンジリボンキャンペーン）を実施するものである。

(1) 内容

県民に向け、広く児童虐待防止を啓発するために有効な方法を企画提案すること。

- (例)・駅構内等でのポスター掲示、広報資材の掲示
- ・デジタルサイネージや SNS 等を活用した情報発信

※本項目は自由提案とし、委託業者決定後、実施内容を確定する。

(2) 実施期間

「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間（11 月）

(3) 留意事項

ア 啓発内容の適切性

- 県として実施するにあたり、児童虐待防止啓発の主旨にふさわしい方法・デザイン・安全性の内容とすること。

イ 配布物の扱い

- 街頭啓発やイベント等で物品が必要な場合は、「2 街頭啓発やイベント等で使用する資材及び県民への配布物の作成」で作成する資材及び物品は使用せず、必要分を別途確保すること。

ウ オレンジリボンマークの使用

- オレンジリボンマークとその解説を掲載すること。
- オレンジリボンマークの使用にあたっては、特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワークの承認を得ること。

エ 必ず記載する項目

- 児童相談所虐待対応ダイヤル（189）及び「親子のための相談 LINE」を記載すること。
- 「愛知県」のロゴマークを入れること。

オ 過去動画の使用

- 児童家庭課が過去に作成した次の（ア）から（エ）の動画を用いても良いこととする。ただし、その内容は改変しないこととする。

※動画は、以下に記載の児童家庭課公式 YouTube チャンネルからご覧ください。

- (ア)「ひとりじゃない みんながいるよ」（愛知県児童虐待防止 PR 動画）15 秒 Ver.

(<https://www.youtube.com/watch?v=pC8bC4N283k>)

- (イ)「ひとりじゃない みんながいるよ」(愛知県児童虐待防止 PR 動画) 60 秒 Ver.
(<https://www.youtube.com/watch?v=O3oEX-s1JOY>)
- (ウ)「児童虐待かも?」と思ったら 189 番へ (クイズ Ver.)
(<https://www.youtube.com/watch?v=PdJ-GSDAsh4>)
- (エ)「児童虐待かも?」と思ったら 189 番へ (電話 Ver.)
(https://www.youtube.com/watch?v=t_lnG2ukYjw)

カ 業務の範囲

- 提案にあたっては、企画から運営まで全て委託業者が行うことを前提とすること。

4 各作成物の発送及び納入について

(1) 新小学 1 年生及びその保護者向け啓発リーフレットの発送について

ア 市町村教育委員会 (名古屋市内を除く) 及び特別支援学校送付用

「児童及び保護者向け啓発資材 (別となっている場合は一体とした状態のもの)」を各小学校単位に指定した部数を梱包し、市町村単位にまとめて指定した市町村教育委員会に送付すること。

また、県内各特別支援学校に指定した部数を送付すること。

なお、県が指定する送付文を同梱すること。

イ 児童 (・障害者) 相談センター送付用

「児童及び保護者向け啓発資材」を 10 カ所の児童 (・障害者) 相談センターごとに、指定した形で指定した部数を送付すること。

なお、県が指定する送付文を同梱すること。

ウ その他

残部数については、愛知県福祉局児童家庭課へ送付すること。

エ 発送期限

令和 8 年 11 月 30 日 (月)

(2) 街頭啓発やイベント等で使用する資材 (ポスター) の納入について

納入期限までに、全数量について愛知県福祉局児童家庭課へ納入すること。

○納入期限

令和 8 年 10 月 9 日 (金)

(3) 県民への配布物 (ポケットティッシュ) の納入について

納入期限までに、10 カ所の各児童 (・障害者) 相談センター及び愛知県福祉局児童家庭課に指定した数量ごとに梱包して納入先ごとにまとめ、指定した形で納入すること。

○納入期限

令和 8 年 10 月 9 日 (金)

5 その他

業務の実施にあたっては、あらかじめ愛知県と協議することとし、愛知県が修正等の指示を行った場合には、愛知県の指示に従うこと。